

令和8年6月25日

富山県議会議長 筱岡 貞郎 殿

議会運営委員長 五十嵐 務

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託の請願を審査した結果、別紙のとおり決定したから、
会議規則第91条第1項の規定により報告します。

- . - . - 請 願 - . - . -

○議会運営委員会

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
4	8. 6. 12	<p>「改定健康保険法を家計に配慮し、患者負担増を極力抑える制度にすることを求める」国への意見書提出を求める請願書</p> <p style="text-align: center;">〔 火 爪 弘 子 〕</p>	富山市 団体	<p>【請願趣旨】</p> <p>県民のいのちと健康をまもるためにご奮闘いただいていることに敬意を表します。</p> <p>第221回特別国会に提案された健康保険法等の一部を改正する法律案が5月29日の参院本会議にて可決・成立しました。この改定法によって薬剤費の「一部保険外療養」が創設され、OTC類似薬77成分1100品目の薬について、1割から 3割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の25%）」として追加負担を求めることとなりました。対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげるロキソニンや、花粉症の症状を緩和するアレグラ、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬です。こども、がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしていますが、これにより医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になります。症状を抱えながら医療機関に受診できないという方も増加すると予測されます。国民の受療権を確保すべきです。</p> <p>新設される「一部保険外療養」の条文（63条2項6号）上は、薬剤にとどまらず、診察、処置、入院、手術など医療行為全般にわたって保険給付から除外できるよう拡大されかねません。5月28日、立法目的、立法事実、附則の検討規定をふまえ、「その他の療養」は「法第63条第1項第</p>	不採択

- . . . - 請 願 - . . . -

受理 番号	受 理 年月日	件 名 (紹介議員)	提 出 者	要 旨	審 査 結 果
				<p>2号に規定する薬剤のみを対象としたものと解釈」していると答弁がありました。しかし条文上、療養全般に保険外しを拡大できる不備や立法事実の如はそのまま、将来的に拡大解釈される法的な危うさが残されたままです。</p> <p>高額療養費の制度見直しについても、2026年8月から段階的な患者負担増が決まっており、がん難病、慢性疾患などで長期間の治療・通院が必要な患者の家計を直撃し、生活を困窮させ、治療継続を断念させかねない重大な問題です。</p> <p>このような改定健康保険法は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題です。</p> <p>以上の趣旨から、国に対し「改定健康保険法を家計に配慮し、患者負担を極力抑える制度にすることを求める意見書」の提出をお願いいたしたく、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるようお願いいたします。</p> <p>【請願項目】</p> <p>1. 改定健康保険法を家計に配慮し、患者負担増を極力抑える制度にすることを求める意見書を採択すること。</p> <p>2. 薬剤費の「一部保険外療養」の適用外の患者については不明な点も多いが、富山県単独医療費助成制度利用者において、患者負担が発生しないように補助制度を拡充すること。</p>	